

# 五島市社会福祉協議会

## 居宅介護事業所（障害ヘルパー）

\*\*\*ご家庭を訪問して、日常生活のお手伝いをさせていただきます\*\*\*

### ★★ 1. 居宅介護で利用できるサービス内容★★

〈サービス区分及びサービス内容〉

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行いません。



② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。



③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

### ★★ 2. 居宅介護で利用できないサービス内容★★

●利用者本人以外の者のための調理・洗濯・買い物・布団干し

●主として利用者本人が使用する居室以外の掃除

①家族の居室

②日常生活を営むのに支障のないスペース

（使用していない部屋、物置部屋、屋根、裏部屋等）

③ 家族も利用者と同様に使用するスペース

（浴室、トイレ、リビング、台所、廊下、玄関等）

ただし、③については、利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢・障害がある等特段な事情がある場合で、支援が必要と判断される場合に一部認められることがあります。

●預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

●大そうじ、窓のガラス拭き、床のワックスがけ

- 家具・電気器具等の移動，修繕・模様替え
- 自家用車の洗車，庭の草むしり，草木の水やり，植木の剪定，ペットの世話
- 家屋の修理，ペンキ塗り
- 正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- 見守りのみ，留守番，接客
- 医療行為（褥瘡の処置等医師の医学的判断及び技術を要する行為）
- 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
- 日中活動系サービスや訪問入浴等，他の福祉サービスを利用している間

### ★★ 3. サービス提供日・時間★★

・年中無休（8：30～17：15）

※但し、特別の事情がある場合は、この限りではありません。

### ★★ 4. 利用料（居宅介護）★★

利用者負担（1割分）の料金体制です。

◆利用料金の目安は、次表のとおりです。 [料金例]

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,490円	249円
	30分以上1時間未満	3,930円	393円
	1時間以上1時間30分未満	5,710円	571円
	1時間30分以上2時間未満	6,520円	652円
	2時間以上2時間30分未満	7,340円	734円
	2時間30分以上3時間未満	8,150円	815円
	3時間以上	8,960円に30分増すごとに810円加算	896円に30分増すごとに81円加算
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,490円	249円
	30分以上1時間未満	3,930円	393円
	1時間以上1時間30分未満	5,710円	571円
	1時間30分以上2時間未満	6,520円	652円
	2時間以上2時間30分未満	7,340円	734円
	2時間30分以上3時間未満	8,150円	815円
	3時間以上30分増すごとに加算	8,960円に30分増すごとに810円加算	896円に30分増すごとに81円加算
家事援助	30分未満	1,020円	102円
	30分以上45分未満	1,480円	148円
	45分以上1時間未満	1,910円	191円
	1時間以上1時間15分未満	2,320円	232円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,680円	268円
	1時間30分以上	3,020円に15分増すごとに340円加算	302円に15分増すごとに34円加算

<small>身体介護を伴わない場合</small> 通院等介助	30分未満	1,020円	102円
	30分以上1時間未満	1,910円	191円
	1時間以上1時間30分未満	2,680円	268円
	1時間30分以上	3,360円に30分増すごとに680円加算	336円に30分増すごとに68円加算
重度訪問介護	1時間未満	1,840円	184円
	1時間以上1時間30分未満	2,740円	274円
	1時間30分以上2時間未満	3,660円	366円
	2時間以上2時間30分未満	4,570円	457円
	2時間30分以上3時間未満	5,490円	549円
	3時間以上3時間30分未満	6,390円	639円
	3時間30分以上4時間未満	7,310円	731円
	4時間以上8時間未満	8,160円に30分増すごとに850円加算	816円に30分増すごとに85円加算
	8時間以上12時間未満	14,960円に30分増すごとに850円加算	1,496円に30分増すごとに85円加算
	12時間以上16時間未満	21,710円に30分増すごとに800円加算	2,171円に30分増すごとに80円加算
同行援護	30分未満	1,840円	184円
	30分以上1時間未満	2,920円	292円
	1時間以上1時間30分未満	4,210円	421円
	1時間30分以上2時間未満	4,850円	485円
	2時間以上2時間30分未満	5,480円	548円
	2時間30分以上3時間未満	6,110円	611円
	3時間以上	6,740円に30分増すごとに630円加算	674円に30分増すごとに63円加算
行動援護	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,030円	403円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	7,350円	735円
	2時間以上2時間30分未満	8,840円	884円
	2時間30分以上3時間未満	10,320円	1,032円
	3時間以上3時間30分未満	11,820円	1,182円
	3時間30分以上4時間未満	13,300円	1,330円
	4時間以上4時間30分未満	14,800円	1,480円
	4時間30分以上5時間未満	16,280円	1,628円
	5時間以上5時間30分未満	17,770円	1,777円
5時間30分以上6時間未満	19,250円	1,925円	

	6 時間以上 6 時間 30 分未満	20,750 円	<b>2,075 円</b>
	6 時間 30 分以上 7 時間未満	22,230 円	<b>2,223 円</b>
	7 時間以上 7 時間 30 分未満	23,730 円	<b>2,373 円</b>
	7 時間 30 分以上	25,200 円	<b>2,520 円</b>

【利用料の計算】

- ① 1ヶ月の合計単位に地域別加算[15%]を乗じて算定します。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ[22.1%]を乗じて算定します。
- ③ 特定事業所加算Ⅱ[10%]を乗じて算定します。

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	<b>200 円</b>	1 月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	<b>150 円</b>	1 月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	<b>100 円</b>	1 回につき(1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

・2人派遣の場合は、2倍の料金となります。

・早朝・夜間・深夜の訪問は上記料金表と金額が異なりますので、サービス提供責任者にお尋ねください。

・時間帯について

早朝・・・ 6：00～ 8：00

日中・・・ 8：00～18：00

夜間・・・ 18：00～22：00

深夜・・・ 22：00～ 6：00

☆ 居宅介護の加算について

【初回加算】 1月につき200円

【利用者負担上限額管理加算】(月1回を限度) 1回につき150円

【緊急時対応加算】(月2回を限度) 1回につき100円

【特別地域加算】 所定単位数の15%

【特定事業所加算Ⅱ】 所定単位数の10%

(お問い合わせ)

本 所 五島市木場町414-1, 413-4 ☎72-3396

富江支所 五島市富江町狩立402-1 ☎86-2150

五島市社協ホームヘルプステーション

五島市三井楽町濱ノ畔1046-1 ☎84-2254

五島市玉之浦町荒川130-2 ☎88-2200